

規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「㊦」を削り、「ハ姓ニ氏名」を「ハ姓ニ氏名」に改める。

様式第九号中「㊦」を削る。

様式第十号中「ハ姓ニ氏名」を「ハ姓ニ氏名」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号中「㊦」を削り、
「ハ年ニ歳」を「ハ女
援給付を受けようとする者との関係」

援給付を受けようとする者との関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。